

兵庫県公報

平成25年2月12日 火曜日 第2465号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	9
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	9
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
公 告	
○ 平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施（広報課）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（丹波県民局）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 入札公告（県立大学）	15
警察本部公告	
○ 入札公告	17

告 示

兵庫県告示第175号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号 |
| | 認定年月日 | 平成24年12月15日 |
| | 認定の有効期限 | 平成27年12月14日 |
| 2 | 名 称 | 伊丹恒生脳神経外科病院 |
| | 所在地 | 伊丹市西野1丁目300番1 |

- 認定年月日 平成25年 2月 1日
- 認定の有効期限 平成28年 1月31日
- 3 名 称 市立川西病院
- 所在地 川西市東畦野 5丁目21番 1号
- 認定年月日 平成25年 2月 3日
- 認定の有効期限 平成28年 2月 2日
- 4 名 称 医療法人社団みどり会 にしき記念病院
- 所在地 篠山市西谷575番地の 1
- 認定年月日 平成25年 2月 1日
- 認定の有効期限 平成28年 1月31日



兵庫県告示第176号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町春来字ニゴリ 5 の18、 5 の20
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第177号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町須安字尾崎808、809の 9、809の13から809の16まで、809の21から809の23まで、809の34
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇尾崎809の13・809の22・809の34(以上 3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町字根字片倉13の1、33の6・33の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、33の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字片倉13の1・33の6・33の8・33の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字蛇谷527の4、527の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第180号

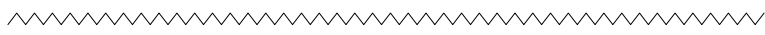
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字西山86の3（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

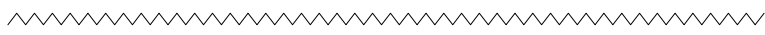


兵庫県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字西山86の1、86の3（次の図に示す部分に限る。）、86の4
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市上八代字大口111から113まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市上八代字杉才139の1、140の1、140の2、141の2から141の4まで、142
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市上八代字鱒屋157、157の2から157の7まで、158
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市上八代字立壁114の7、114の8
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字大スゴ300、301の1、304の3、304の4
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字スゴノ谷283の1、283の2、284の1、285、286
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐糺字北本谷261の1、261の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市田路字絵本166の1、166の2、167の1、167の2、168から185まで、188の1、188の3、190の1、191
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市田路字カイジリ55の2、56の1、56の2、64、65の2、68の1、71、72の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市石田字カヤカサコ40の5
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市川上字井口50の2、51、山内字井口3084の1（次の図に示す部分に限る。）、3084の3から3084の6まで、納座字井口3122から3126まで、3127の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第193号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

佐用郡佐用町家内字柳原448番1、451番、451番2、454番1、481番1の一部

2 特定有害物質の名称

シアン化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成25年 1月24日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 箕原造園土木有限会社

主たる営業所の所在地 神戸市東灘区住吉宮町2丁目15番16号

代 表 者 の 氏 名 箕 原 康 成

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-20）第112968号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

箕原造園土木有限会社の前代表取締役は、平成23年12月28日に神戸簡易裁判所において、傷害罪により罰金20万円の判決を受け、平成24年1月20日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点設置）

2 作業期間

平成25年 2月10日から同年 3月31日まで

3 作業地域

尼崎市武庫川町地区



兵庫県告示第196号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
片 島	たつの市	揖保川町	片 島	塚 本	32番、35番2の一部、35番2地先の道路敷
				上 海 元	38番の一部、41番の一部、42番の一部、45番の一部、45番1の一部、46番の一部、48番の一部、51番から53番の一部まで、56番の一部、57番の一部、46番地先の道路敷の一部
				小 山	1003番16の一部、1003番17の一部、1003番25の一部、1003番27から1003番33まで、1003番33の1、1003番34から1003番36まで、1003番37の一部、1003番38から1003番41まで、1003番41の1、1003番42、1003番43の一部、1003番46の一部、1003番70、1003番73

公 告

平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施

平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載事務並びに有償頒布事務等の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成25年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

平成25年度兵庫県広報誌について、季節感と地域情報が満載の「ニューひょうご ごこく」を発行するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ

(2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課広域広報係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3017 F A X（078）362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者であること。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 32,000部の編集、印刷を行い、県が指定する先への納入等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、必要あればその都度、事務局と協議が行える体制がとれること。
- (4) 県内各地域の四季や歴史を表現する写真、資料等を提供できること。
- (5) 個人情報の取扱い等に留意するなど、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで行うこと。また、誌面で使用した写真については、肖像権などの問題がある場合を除き、県が発行する印刷物やホームページ等で自由に使用できるようCD-R等の電子媒体で納品できること。
- (7) 発行後、速やかに誌面データをテキストファイル形式で提供できること。
- (8) 県内書店への販売ルートを確保でき、毎号1,500部の売上げが確保できること。
- (9) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。
- (10) 発行の都度、県のホームページに掲載する「ニューひょうご ごこく」のバナーを作成できること。
- (11) その他県の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成25年2月12日（火）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成25年2月12日（火）から同年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時（3月1日（金）は午前11時）まで（正午から午後1時までを除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成25年2月12日（火）から同月22日（金）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 回答

平成25年2月25日（月）までに、文書により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書等

ア 応募申込書（所定の応募申込書によること。）

イ 会社概要（制作、印刷、配布等に関わる会社全て）

ウ 企画作品（9部）

エ 企画説明書（9部）

オ 紙見本及び刷見本

カ 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書

キ 実際の納品に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成25年夏号）

その他審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、ヒアリングを行うこともある。

イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載事務並びに有償頒布事務等を委託する。

10 その他の応募条件

平成25年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ募集要項による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年2月12日

丹波県民局長 梅 谷 順 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゴダイドラッグ氷上本郷店

所在地 丹波市氷上町本郷322-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ゴダイ株式会社

住所 姫路市錦町104番地 スクエアビル2F

代表者の氏名 浦 上 晃 之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ゴダイ株式会社

住所 姫路市錦町104番地 スクエアビル2F

代表者の氏名 浦 上 晃 之

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,424平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

55台

(2) 駐輪場の収容台数

41台

(3) 荷さばき施設の面積

45.5平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15.0立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ゴダイ株式会社	午前7時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成24年12月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年2月12日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年6月12日
- (2) 提出先
丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店、隆司書房
所在地 三木市志染町青山六丁目15-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西村興産株式会社
住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3
代表者の氏名 立松陽子

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	佐藤一郎
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	飯塚啓
株式会社隆司書房	神戸市兵庫区新開地五丁目2番9号	中山隆彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	高 橋 宰
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
株式会社隆司書房	神戸市兵庫区新開地五丁目2番9号	中 山 隆 彦

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

入口1箇所、出口1箇所、出入口4箇所

イ 変更後

入口2箇所、出口1箇所、出入口3箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年5月28日ほか

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
平成25年1月8日

5 届出年月日

平成25年1月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年2月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年6月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市中筋4丁目818番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3

タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘

3 許可年月日及び許可番号

平成24年9月13日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（24高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市王子町字山ノ下148番、149番、150番1、150番2、151番から155番まで、156番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年9月26日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-7号(24小野)



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年2月12日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠見 清

1 調達内容

- (1) 調達件名
研究室及び実験装置移転業務
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
- (3) 履行期限
平成25年3月29日(金)
- (4) 履行場所
兵庫県立大学播磨光都キャンパス 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
兵庫県立先端科学技術支援センター 赤穂郡上郡町光都3丁目1番1号
独立行政法人理化学研究所播磨研究所 佐用郡佐用町光都1丁目1番1号
兵庫県放射光ナノテク研究所 たつの市新宮町光都1丁目490-2
- (5) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 移設する実験装置類の解体及び組立作業が可能である者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 山本
電話 (0791) 58-0101
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年2月13日(水)から同月19日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年3月1日(金) 午前11時

兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟 2階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年2月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月27日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成25年2月19日（火）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年2月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

警察用航空機「フェニックス」(JA6765) シコルスキー式S-76B型ヘリコプタースピンドルアッシー交換作業 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成25年4月1日(月)から同年5月31日(金)まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 井上

電話 (078) 341-7441 内線2344

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年2月12日(火)から同月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月25日(月)午後2時00分 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年

3月22日（金）午後5時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）に基づき、当該機種について経済産業省の許可証及びシコルスキー社の発行する認定証を提出すること。

イ 上記アの許可証は平成25年2月26日（火）までに提出すること。

ウ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した作業ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q

(2) Replacement parts:

Spindle assembly for aircraft, 1 set

(3) Delivery period:

From April 1, 2013 to May 31, 2013

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 February 26, 2013

(6) Deadline for bidding:

17:00 March 22, 2013 by Mail

14:00 March 25, 2013 by direct delivery

(7) Secretariat:

Mr. Inoue, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344